

不正競争防止法第16条第1項及び第3項並びに第17条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令について

令和8年5月
経済産業政策局
知的財産政策室

今般、令和7年9月末までにW I P O国際事務局から通報のあった記章等について保護を図るべく、以下の国・国際機関の記章等について、不正競争防止法に基づく省令の改正（記章等の追加等）を行う。

	国・国際機関	不競法省令
1	カナダ	別表第2
2	コロンビア共和国	別表第2
3	デンマーク王国	別表第2
4	キルギス共和国	別表第2
5	持続可能な発展のためのフランコフォニー機構	別表第4
6	装備協力共同機関	別表第4
7	国際オリーブ協会	別表第4